保安林指定施業要件変更予定告示附属明細書

（令和８年 10 月 23 日　　愛 媛 県 告 示 第 1082 号附属）

１（１）　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

松山市猿川乙 614 の１、乙 614 の２、立岩米之野甲 444、甲 446、甲 448 の３、乙 580 の１、乙 587 の１から乙 587 の３まで、乙 587 の５、乙 600 から乙 603 まで、乙 606 の２、乙 607、乙 609 の１、乙 609 の２、乙 621 の１から乙 621 の６まで、乙 621 の８、乙 621 の９、乙 621 の 11、乙 621 の 12

（２）　保安林として指定された目的

水源の涵養

（３）　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

（ア）　主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ）　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）　間伐による伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が１０分の８以上の箇所とする。

イ　立木の伐採の限度

（ア）　伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、今治松山地区の水源のかん養のために指定された保安林（当該保安林が２以上あるときは、その集団。以下アにおいて同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が２以上あるときは、それらの標準伐期齢の面積加重平均年齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第３４条第１項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

（イ）　伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当たりの面積の限度は、20 ヘクタールとする。

（ウ）　ウに定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が１０分の４を超えるときは、１０分の４とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとに１０分の４（ウに定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。

全ての森林

次の算式 $\dfrac{Vo-Vs\times 7/10}{Vo}$

Ｖｏ ：　当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

Ｖｓ ：　当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

（エ）　伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の１０分の３．５を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が１０分の８を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が１０分の８までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

ウ　植　　栽

（ア）　次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満１年以上の苗（当該苗と同等の根元径及び苗長を有するものであることを確認した苗を含む。）を、おおむね、１ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間に限り、植栽することを要しないものとする。

立岩米之野甲 444、甲 446、甲 448 の３、乙 580 の１、乙 587 の１から乙 587 の３まで、乙 587 の５、乙 600 から乙 603 まで、乙 606 の２、乙 607、乙 609 の１、乙 609 の２　所在の森林

スギ（1,900 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）、クヌギ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

猿川乙 614 の１、乙 614 の２、立岩米之野乙 621 の１から乙 621 の６まで、乙 621 の８、乙 621 の９、乙 621 の 11、乙 621 の 12　所在の森林

スギ（1,800 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）、クヌギ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

（イ）　択伐により伐採することができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満１年生以上の苗（当該苗と同等の根元径及び苗長を有する

ものであることを確認した苗を含む。）を、おおむね、１ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という。）がなされた場合において、許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

立岩米之野甲 444、甲 446、甲 448 の３、乙 580 の１、乙 587 の１から乙 587 の３まで、乙 587 の５、乙 600 から乙 603 まで、乙 606 の２、乙 607、乙 609 の１、乙 609 の２　所在の森林

スギ（1,900 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）、クヌギ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

猿川乙 614 の１、乙 614 の２、立岩米之野乙 621 の１から乙 621 の６まで、乙 621 の８、乙 621 の９、乙 621 の 11、乙 621 の 12　所在の森林

スギ（1,800 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）、クヌギ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

２（１）　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

松山市立岩米之野乙 242 から乙 247 まで、乙 248 の１、乙 249、乙 259、乙 260、乙 263、乙 333 の１、乙 333 の２、乙 334 の１、乙 334 の２、乙 581 から乙 583 まで、乙 594、乙 604、乙 605、乙 608、乙 611 の１、乙 611 の２、乙 612、乙 613、乙 614 の２

（２）　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（３）　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

（ア）　主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ）　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）　間伐による伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が１０分の８以上の箇所とする。

イ　立木の伐採の限度

（ア）　伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、今治松山地区の土

砂の流出の防備のために指定された保安林（当該保安林が２以上あるときは、その集団。以下アにおいて同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が２以上あるときは、それらの標準伐期齢の面積加重平均年齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第３４条第１項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

（イ）　伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当たりの面積の限度は、10 ヘクタールとする。

（ウ）　伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が１０分の３を越えるときは、１０分の３とする。）を乗じた材積とする。ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとに１０分の３を乗じた材積とする。

立岩米之野乙 245 から乙 247 まで、乙 248 の１、乙 259、乙 260、乙 263 所在の森林

ウに定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が１０分の４を超えるときは、１０分の４とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとに１０分の４（ウに定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。

立岩米之野乙 242 から乙 244 まで、乙 249、乙 333 の１、乙 333 の２、乙 334 の１、乙 334 の２、乙 581 から乙 583 まで、乙 594、乙 604、乙 605、乙 608、乙 611 の１、乙 611 の２、乙 612、乙 613、乙 614 の２　所在の森林

次の算式　$\dfrac{Vo - Vs \times 7 / 10}{Vo}$

Ｖｏ　：　当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

Ｖｓ　：　当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

（エ）　伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の１０分の３．５を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が１０分の８を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が１０分の８までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

ウ　植　　栽

（ア）　次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満１年以上の苗（当該苗と同等の根元径及び苗長を有するものであることを確認した苗を含む。）を、おおむね、１ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間に限り、植栽することを要しないものとする。

立岩米之野乙 242、乙 243、乙 333 の１、乙 333 の２、乙 334 の１、乙 334 の２、乙 581 から乙 583 まで、乙 594、乙 604、乙 605、乙 611 の１、乙 611 の２、乙 612、乙 613、乙 614 の２　所在の森林

スギ（1,900 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）、クヌギ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

立岩米之野乙 244、乙 249、乙 608　所在の森林

スギ（1,800 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）、クヌギ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

（イ）　択伐により伐採することができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満１年生以上の苗（当該苗と同等の根元径及び苗長を有するものであることを確認した苗を含む。）を、おおむね、１ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、許可等がなされた場合において、当該許可等がなさ

れた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

立岩米之野乙 242、乙 243、乙 333 の１、乙 333 の２、乙 334 の１、乙 334 の２、乙 581 から乙 583 まで、乙 594、乙 604、乙 605、乙 611 の１、乙 611 の２、乙 612、乙 613、乙 614 の２　所在の森林

スギ（1,900 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）、クヌギ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

立岩米之野乙 244、乙 249、乙 608　所在の森林

スギ（1,800 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）、クヌギ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

３（１）　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

松山市横谷乙 441 の４から乙 441 の６まで、乙 441 の 10、猿川乙 614 の１、乙 614 の２、立岩米之野乙 620、乙 621 の１から乙 621 の４まで、乙 621 の６、乙 621 の８、乙 621 の９、乙 621 の 11、乙 621 の 12

（２）　保安林として指定された目的

公衆の保健

（３）　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

（ア）　主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ）　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）　間伐による伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が１０分の８以上の箇所とする。

イ　立木の伐採の限度

（ア）　伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、今治松山地区の公衆の保健のために指定された保安林（当該保安林が２以上あるときは、その集団。以下アにおいて同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が２以上あるときは、それらの標準伐期齢の面積加重平均年齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第３４条第１項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

（イ）　伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当たりの面積の限度は、10 ヘクタールとする。

（ウ）　伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が１０分の３を越えるときは、１０分の３とする。）を乗じた材積とする。ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとに１０分の３を乗じた材積とする。

松山市横谷乙 441 の５、猿川乙 614 の１、乙 614 の２、立岩米之野乙 621 の１から乙 621 の３まで、乙 621 の９　所在の森林

ウに定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が１０分の４を超えるときは、１０分の４とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとに１０分の４（ウに定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。

松山市横谷乙 441 の４、乙 441 の６、乙 441 の 10、立岩米之野乙 620、乙 621 の４、乙 621 の６、乙 621 の８、乙 621 の 11、乙 621 の 12　所在の森林

次の算式　$\dfrac{Vo-Vs\times 7/10}{Vo}$

Ｖｏ　：　当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

Ｖｓ　：　当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

（エ）　伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の１０分の３．５を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が１０分の８を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が１０分の８までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

ウ　植　　栽

（ア）　次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満１年以上の苗（当該苗と同等の根元径及び苗長を有するものであることを確認した苗を含む。）を、おおむね、１ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間に限り、植栽することを要しないものとする。

横谷乙 441 の４、乙 441 の６、乙 441 の 10、立岩米之野乙 620、乙 621 の４、乙 621 の６、乙 621 の８、乙 621 の 11、乙 621 の 12　所在の森林

スギ（1,800 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）、クヌギ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

（イ）　択伐により伐採することができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満１年生以上の苗（当該苗と同等の根元径及び苗長を有するものであることを確認した苗を含む。）を、おおむね、１ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について許可等がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

横谷乙 441 の４、乙 441 の６、乙 441 の 10、立岩米之野乙 620、乙 621 の４、乙 621 の６、乙 621 の８、乙 621 の 11、乙 621 の 12　所在の森林

スギ（1,800 本）、ヒノキ（2,200 本）、マツ（3,000 本）、クヌギ（3,000 本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）